

- ・ 日頃から、情報公開、個人情報保護の業務にご理解、ご協力たまり、誠にありがとうございます。
- ・ 本日は、オープン市役所に係る「施策プロセスの見える化」の各所属におけるモデル試行の実施について、ご説明させていただきます。
- ・ オープン市役所については、ご存知のとおり、究極の情報公開として、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」という趣旨のもと、今年の1月24日から、「庁内会議のオープン化」を皮切りに取組みを開始しました。
- ・ 4月25日には、オープン市役所のホームページを開設するとともに、施策プロセスの見える化について、政策企画室で実施している施策のうち、5施策についてモデル試行を開始し、①施策の概要、②施策を実施することとなったきっかけ、③今後の予定、④進捗状況などを記載した「施策カルテ」を作成し、ホームページに掲載・公表しています。
- ・ また、「庁内会議のオープン化」についても、みなさまのご理解・ご協力をいただき、庁内会議の概要、会議要旨、会議資料をホームページに掲載・公表していただいているところです。
- ・ 施策プロセスの見える化のモデル試行については、お手元の資料にありますとおり、各所属においても、7月から実施していただきたい旨を、6月6日付けで依頼させていただきました。
- ・ その内容としては、各所属において、モデル試行を実施する施策を1つ以上選定していただき、当該施策について「施策カルテ」を作成し、平成24年7月2日9時から、ホームページへの掲載ができるように準備を行っていただきたいというものです。
- ・ 施策の選定については、おかげさまで、昨日17時現在で交通局を除いてご回答をいただきました。一覧表を作成し、お手元の資料として配付させていただいておりますので、ご参照ください。

交通局の1施策を足して65施策を選定していただいたという状況です。  
お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

- ・また、7月2日からのホームページへの掲載準備については、6月6日付け通知の3ページにあるとおり、昨日6月25日を完了報告期限とさせていただいておりましたが、まだ、ご報告をいただいていない所属が多く見受けられます。
- ・日々、業務ご多忙のこととは存じますが、7月2日の掲載に向けて、速やかに施策カルテを作成していただき、掲載準備を完了した旨のご報告をメールでいただきますよう、お願いいたします。
- ・施策カルテを作成し、ホームページに掲載したら終わりということではなく、会議や打合わせの実施状況を随時更新していただく必要があることも忘れないようにしていただきたい。
- ・この「施策カルテの作成」については、慣れるまで、ある程度の負担がかかることとなりますが、この作業をしていただくことにより、積極的な情報公開の推進のみならず、当該施策の担当職員にとっても、当該施策の経過（プロセス）が整理でき、事後の検証が容易になるという利点（メリット）もあるものと考えています。
- ・是非この点をご理解いただき、「施策プロセスの見える化」の対象となる施策を拡充していただき、積極的な情報公開の推進につとめていただきたいと思います。
- ・なお、「施策プロセスの見える化」については、今回の試行実施を踏まえ、平成25年4月までに本格実施を開始する予定としておりますが、可能な限り、前倒しをして、早期に実施したいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。
- ・本格実施の際のイメージですが、6月6日付け通知文の2ページ「2 施策の選定について（1）対象施策について」の「ア～オ」に記載の施策について、「施策プロセスの見える化」の対象を拡充していただくこととなります。

- ・ 例えば「ウ 運営方針に掲載している施策」については各所属で複数の施策があると思いますし、それ以外の「ア、イ、エ、オ」についても、それぞれ少なくとも1つ以上はあるかと思います。
- ・ 理想を言えば、それらに該当する全ての施策について、施策カルテを作成し、プロセスを「見える化」していただければ、市民にとっても、どのように施策をきめているのか分かりやすくなりますし、先ほども言いましたように、当該施策の担当職員にとっても、当該施策の経過（プロセス）が整理でき、事後の検証が容易になるという利点（メリット）もあります。
- ・ ただ、次の4月までにすべての施策について「見える化する」というのも、かなりの作業量が発生し、負担も大きいと思います。
- ・ ですので、例えば、その「ア～オ」までの施策を1つずつ選定してもらい、つまり各所属、5つの施策を選定していただき、施策プロセスの見える化を図っていただければと考えています。
- ・ 「エ 市会で実施を約した施策」などについては、全ての所属で、該当する施策がない可能性があります。その場合は、「ウ 運営方針に掲載している施策」や「オ 市民の関心が高く、積極的に情報公開をしていくべきと所属が判断する施策」などの中から複数選定していただき、5つ以上の施策を選定していただければと思います。
- ・ もちろん、この5つ以上の施策の選定という、「5つ」についてはノルマではありませんが、あくまで目安としては、5つ程度の施策のプロセスの見える化を図っていただきたいと思います。
- ・ 本格実施については、別途、正式に依頼させていただきますが、今のうちから、今回報告いただいた施策以外の施策を検討いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、今回のモデル試行実施については、7月号の「市政だより」に周知記事を掲載する予定ですので、申し添えます。

- ・また、平成 24 年 3 月 19 日付けで照会させていただきました「要綱等の公表について」も進捗が遅れておりましたが、遅くとも 7 月中のオープン化に向けて事務を進めています。その際には、またお手間をおかけすることになりますが、取組みの趣旨をご理解いただきまして、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。
- ・繰り返しになりますが、「オープン市役所」の取組みは、市政の透明性を確保し、市民本位の開かれた市政を実現するための大きな一歩ですので、各所属には、情報公開の重要性、オープン化の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。